

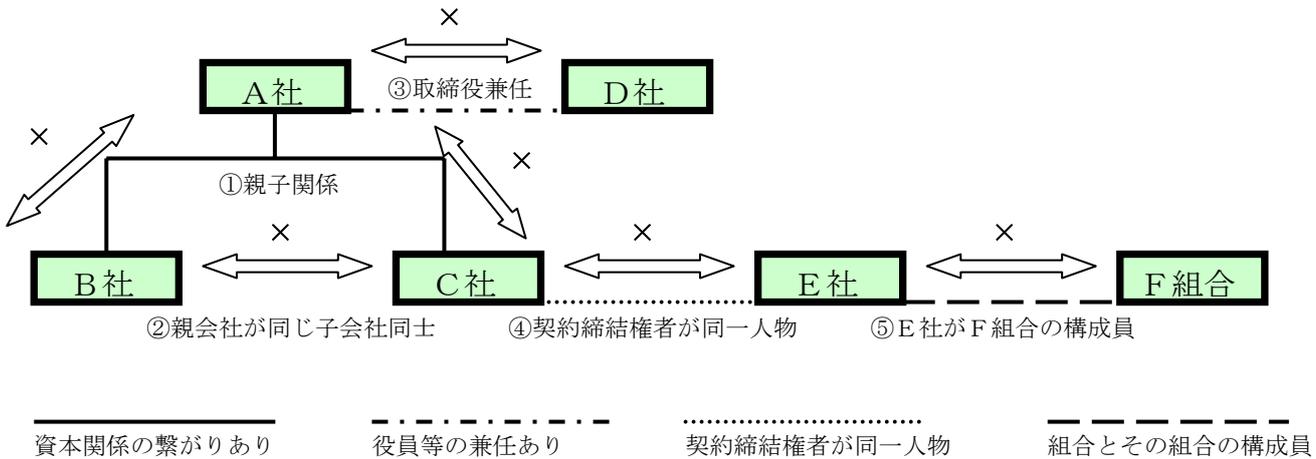
同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

越谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿において、以下の「制限基準」に該当する複数の入札参加資格者がいる場合、その複数の資格者が同一の一般競争入札に参加することはできません。

制限基準

- ①親会社と子会社の2者
- ②親会社を同じくする子会社同士
- ③役員の兼任
- ④契約締結権者が同一人物
- ⑤単体企業とその単体企業を構成員に含む組合 等
- ※1者を除いて辞退すれば残る1者は参加可能

○同一入札への参加が制限される場合



X

←→

同一入札への参加が制限される場合

- ①、②については、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ③については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

○親会社、子会社の定義

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社をいいます。

会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）（抄）

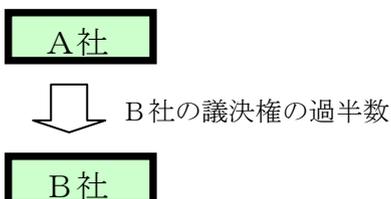
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

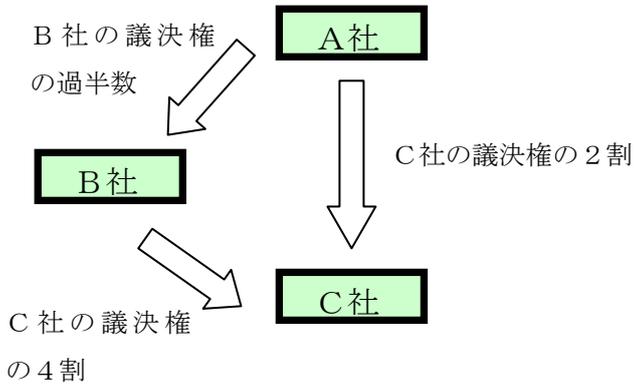
ケース1



A社はB社の「親会社」
B社はA社の「子会社」

	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—

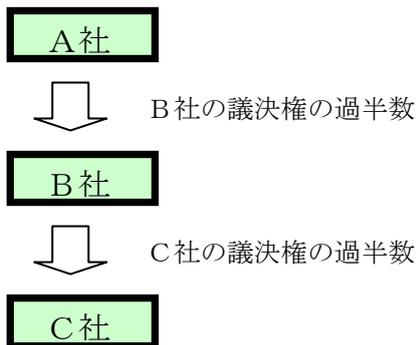
ケース 2



B社はA社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」と見なされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—

ケース 3



B社はA社の「子会社」であり、子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社は、C社の「親会社」と見なされ、C社はA社の「子会社」とみなされる。

	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

○役員 の定義

- 1 代表取締役
 - 2 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役は除く。）
 - 3 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - 4 委員会設置会社における執行役又は代表執行役
- ※ 監査役及び執行役員は「役員」の対象外です。

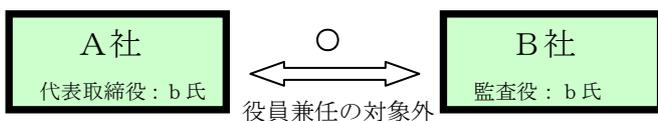
ケース 1



A社の代表取締役がB社の取締役を兼ねている。

↓
心得第4条第8号イ（ア）により、A社とB社の両方が同一入札に参加することはできません。

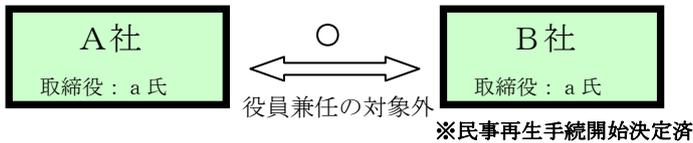
ケース 2



A社の代表取締役がB社の監査役を兼ねている。

↓
監査役は「役員」の対象外としているため、A社とB社の両方が同一入札に参加することは可能です。

ケース3



A社の取締役がB社（民事再生手続開始決定済）の取締役を兼ねている。

↓
心得第4条第8号イのただし書により、A社とB社の両方が同一入札に参加することは可能です。

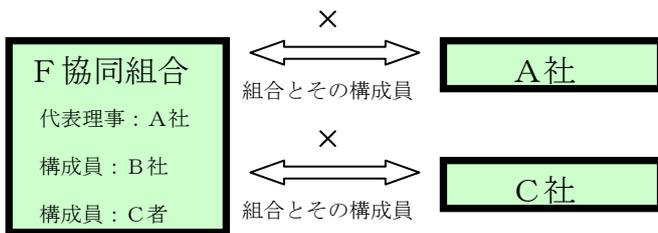
○契約締結権者に係る取り扱い

例えば、「○○建設株式会社△△支店」と「××土木株式会社□□営業所」が越谷市建設工事等競争入札参加資格者として登録されており、「○○建設株式会社」の契約締結権者である△△支店長と「××土木株式会社」の契約締結権者である□□営業所長が同一人物である場合、「○○建設株式会社」と「××土木株式会社」は同一入札に参加できません。

○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できません。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外となります。

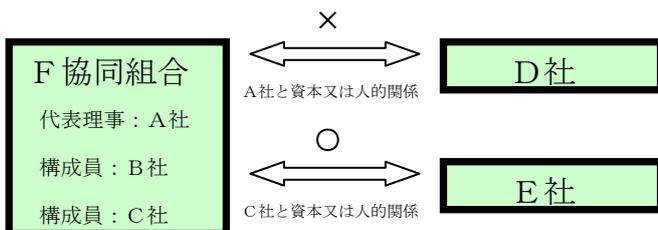
ケース1



A社及びC社がF協同組合の構成員となっている。

↓
心得第4条第8号ウ（ア）により、A社又はC社とF協同組合は同一入札に参加することはできません。
※A社とC社が同一入札に参加することは可能です。

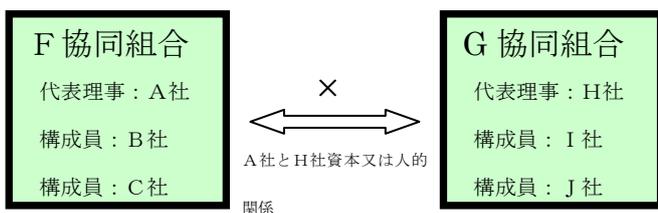
ケース2



A社とD社が資本又は人的関係、C社とE社が資本又は人的関係を有する。

↓
F協同組合の代表者であるA社と資本・人的関係を有するD社は、F協同組合と同時に、同一入札に参加することはできません。ただし、F協同組合の構成員であるC社と資本・人的関係を有するE社は、F協同組合と同時に、同一入札に参加することは可能です。

ケース3



F協同組合の代表者であるA社とG協同組合の代表者であるH社が資本・又は人的関係を有する。

↓
A社とH社は、それぞれの組合の実質的な入札価格の決定権を持つことから、F協同組合とG協同組合が同時に同一入札に参加することはできません。

ケース 4



K協同組合の代表者であるL社とS協同組合の構成員であるQ社が資本・又は人的関係を有する。

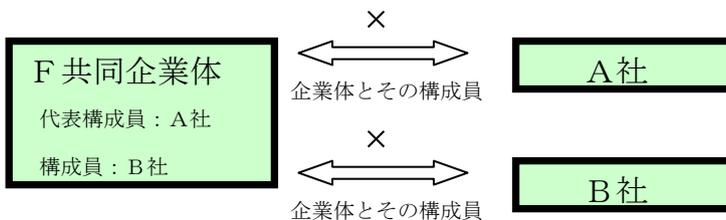


Q社は、実質的な入札価格の決定権を持つ代表者以外の構成員であることから、K協同組合とS協同組合が同時に同一入札に参加することは可能です。

○共同企業体の取り扱い

企業体の代表構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合や、一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できません。ただし、一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方も別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合は、この制限の対象外となります。

ケース 1



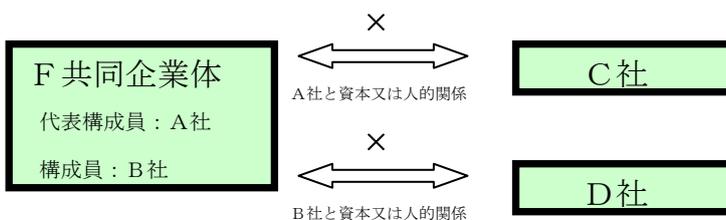
A社及びB社がF共同企業体の構成員となっている。



心得第4条第8号ウ（ア）により、A社又はB社とF共同企業体は同一入札に参加することはできません。

※A社とB社が同一入札に参加することは可能です。

ケース 2

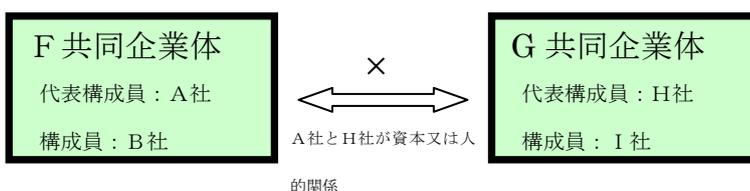


A社とC社が資本又は人的関係、B社とD社が資本又は人的関係を有する。



F共同企業体の代表構成員又は構成員と資本・人的関係を有するC社及びD社は、F企業体と同時に、同一入札に参加することはできません。
※C社とD社が同一入札に参加することは可能です。

ケース 3

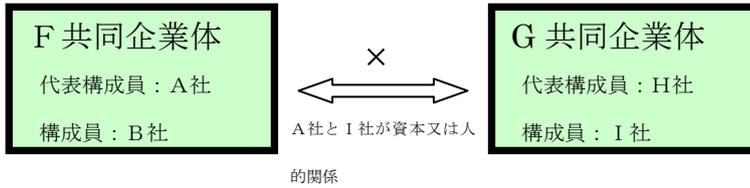


F共同企業体の代表構成員A社とG共同企業体の代表構成員であるH社が資本又は人的関係を有する。



A社とH社は、それぞれの企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、F共同企業体とG共同企業体が同時に同一入札に参加することはできません。

ケース 4

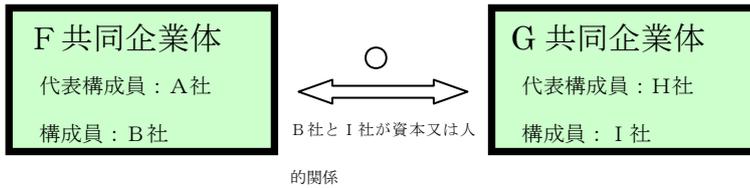


F 共同企業体の代表構成員A社とG 共同企業体の構成員であるI社が資本又は人的関係を有する。



心得第4条第8号のただし書きには該当しないため、F 共同企業体とG 共同企業体が同時に同一入札に参加することはできません。

ケース 5



F 共同企業体の構成員B社とG 共同企業体の構成員であるI社が資本又は人的関係を有する。



心得第4条第8号のただし書きにより、F 共同企業体とG 共同企業体が同時に同一入札に参加することは可能です。

参考：越谷市建設工事請負等競争入札参加者心得（抄）

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、越谷市建設工事等一般競争入札実施要綱に基づき、次の各号に定めるものとする。

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がない者であること。ただし、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合についてはこの限りではない。なお、この関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第8条第3項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 会社法第2条第4号の規定による親会社と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
(ウ) 越谷市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- (ア) 複数の法人又は個人により構成される組合等とその組合を構成する法人又は個人
(イ) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合